### FIT送配電買取制度導入に関する発電契約者さま向け説明会QA

# ○資料2-1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度変更概要

- Q1. 平成29年4月1日以降、FIT電気は送配電事業者が買取義務者となり、原則として日本卸電力取引所(JEPX)に卸されるが、小売電気事業者が日本卸電力取引所から電気を調達する際、FIT電気を選択して調達することは可能か。
- A1. 日本卸電力取引所からFIT電気を選択して調達することはできません。
- Q2. 平成29年4月1日以降も小売買取を継続する発電者に対して、東京電力パワーグリッドから何らかの通知をする予定はあるか。
- A 2. 既に小売買取をしている発電者さまにつきましては、制度上、小売買取が継続されるため、特段、当社からお知らせをする予定はございません。
- Q3. 平成29年4月1日以降、FIT送配電買取制度にて、小売買取から送配電買取に切り替えをする場合、どのように申込みをすればよいか。
- A3. 発電者さまから「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」を承認のうえ電力受給契約の申込み、小売電気事業者さまからは発電量調整供給契約の廃止申込みをご提出ください。
- Q4. 旧制度において、小売電気事業者の切り替えを行う場合、平成29年3月15日までに申込みをすればよいか。
- A 4. 例えば、資料 2-1 スライド 5 掲載の「高圧・自動検針あり」の場合では、新旧の小売電気事業者 さまから発電量調整供給契約の廃止・新規申込みをいただき、平成 29 年 3 月 15 日までにマッチン グを確認できるようにご協力ください。

なお、スイッチング支援システムを利用する低圧分スイッチングの詳細な手続き期限につきましては、電力広域的運営推進機関へお問い合わせください。

- ※ このほか、発電者さまと小売電気事業者さま間の特定契約は平成29年3月31日までに締結 していただくことが必要となります。(平成29年4月1日以降の特定契約締結となる場合は 送配電買取となりますのでご注意ください。)法律や制度に関する詳細は資源エネルギー庁ホ ームページ等でご確認ください。
- Q5. 高圧で小売買取から送配電買取へ切り替えする場合、どの程度の期間がかかるか。
- A 5. 発電者さまによる電力受給契約の申込み、小売電気事業者さまによる発電量調整供給契約の廃止申込みの両方をいただいてから、当社工事のない場合で2週間(10営業日)程度です。 当社工事が伴う場合は、工事規模により期間が異なります。

詳しくは以下の東電PGホームページ掲載の標準的な準備期間をご覧ください。

http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice2/term.html

- Q6. 工場などを新規建設する場合でも、発電側の申込みを先に行わないといけないのか。(資料 2-1 スライド6)
- A 6. 工場の新設など、需要側の工事に時間を要する場合、先に需要側の申込みをいただくことも可能です。その場合、発電側の申込み時に需要側の申込番号などをお知らせいただくなど、小売電気事業者さまと発電者さま間で連携のうえ申込みいただきますようご協力をお願いいたします。
- Q7. 混焼バイオマス発電の場合、FIT分と非FIT分の買取先はどのようになるのか。
- A7. 混焼バイオマス発電の買取先は、FIT分は送配電事業者、非FIT分は小売電気事業者さま 等になります。
- Q8. 小売買取分(非FIT分)の発電量実績も発電者にWEB通知されるのか。
- A8. WEB上の発電量実績通知は、送配電買取分(FIT分)のみとなります。小売買取分(非FIT分)は従来どおり小売電気事業者さまへ託送業務システム BLEnDer®BP※により通知いたします。

  ※BLEnDer®は三菱電機株式会社の日本および海外における登録商標です。
- Q9. 運転を開始していない発電所で、旧制度にて設備認定を受け、平成29年3月31日までに特定契約を締結すれば、小売買取になるという認識でよいか。
- A 9. 平成28年度に運転を開始していなくても、平成29年3月31日までに小売電気事業者さまと特 2

定契約を締結している発電所は小売買取になると認識しております。ただし何らかの理由で設備認定が失効し、新制度にもとづく事業計画認定の取得が必要となった場合は、送配電買取となります。

また、既に小売買取を行っている再生可能エネルギー発電設備においても、発電主体の変更等にともない平成29年4月1日以降に特定契約を再締結する場合は、送配電事業者による買取に変更になると認識しております。

※法律や制度に関する詳細は、資源エネルギー庁のホームページ等でご確認ください。

- Q10. 平成29年3月31日までに接続契約(工事負担金契約含む)締結に至らず、例外適用により平成29年4月1日以降も旧制度下で受けた設備認定が失効しないケースについて、認定失効回避のためにあらかじめ国へ何らかの手続きを行っておく必要はあるか。
- A10. 特段、国への事前手続きは必要ないと認識しております。なお、接続契約締結後6ヵ月以内に国 へ事業計画を提出しないと認定が失効しますのでご注意ください。
  - ※法律や制度に関する詳細は、資源エネルギー庁のホームページ等でご確認ください。
- Q11. 旧制度で取得した認定の失効に関する例外事例について教えてほしい。資料2-1 スライド4)
- A11. 旧制度において平成28年7月1日~平成29年3月31日の間に設備認定を取得している場合は、認定日の翌日から9ヵ月以内に接続契約(工事負担金契約含む)を締結すれば新制度下で認定を受けたものと見なされると認識しています。また、平成29年4月1日時点で電源接続案件募集プロセス等に参加している案件はプロセス終了後6ヵ月以内に接続契約(工事負担金契約含む)を締結すれば、新制度下で認定を受けたものと見なされると認識しております。いずれの場合も接続契約(工事負担金契約含む)締結後、6ヵ月以内に国へ事業計画を提出しなければ失効扱いとなりますので、ご注意ください。

※法律や制度に関する詳細は、資源エネルギー庁のホームページ等でご確認ください。

## ○資料3-1 再生可能エネルギー電気卸供給契約の概要

- Q 1. 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を申込む場合、小売電気事業者は発電者との間の相対契約等が締結されていることをどのように東京電力パワーグリッドへ示せば良いのか。
- A 1. 当社としては、発電者さまが発電した再生可能エネルギー電気を当社の供給設備を通じて小売電気事業者さまに卸供給することについての承諾書(当社様式。発電者さまの押印が必要。) およ

び「発電量調整供給兼基本契約申込書兼再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書」(当社様式。小売電気事業者さまの押印が必要。)の別紙内、託送供給等約款における発電者に関する事項遵守承諾の欄で「発電者に承諾いただいている」ことの記載により、相対契約等が締結していることを確認いたします。

- Q2. 再生可能エネルギー発電設備から送配電買取したFIT電気のうち、小売電気事業者が使う分だけ け先取りして再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を締結し、残りを市場取引分とすることは可能か。
- A 2. 再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき当社が特定の発電者から送配電買取したFIT電気の全量を供給いたしますので、当該発電所で発電されたFIT電気の一部のみの卸供給はできません。

当社からはFIT電気の全量を卸供給いたしますが、ご使用になる分以外の電気を他社へ転売することは可能です。

## <参考>

再生可能エネルギー電気卸供給約款 V. 22(1)抜粋

当社は、契約者が特定した発電者に係る卸供給地点において、当社が当社との特定契約にもとづいて受電した電気の全量を契約者に供給いたします。

http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/oroshi2904.pdf

- Q3. 送配電買取(市場取引)において、小売電気事業者から発電計画の提出は必要か。
- A3. 送配電買取(市場取引)については、発電量調整供給契約を締結しないため、小売電気事業者さまによる発電計画の提出は不要です。
- Q4. 混焼バイオマス発電のFIT分を送配電買取とした場合、発電計画の提出はどうなるか。
- A4. 下表のとおりとなります。

	FIT分が送配電買取(市場取引)の	FIT分が送配電買取(再生可能エネル
	場合	ギー電気特定卸供給契約)の場合
FIT分	発電者さまが当社の中央給電指令所	従来どおり小売電気事業者さまが電力広
	に発電計画を提出。	域的運営推進機関へ発電計画を提出。
非FIT分	従来どおり小売電気事業者さまが電力広域的運営推進機関へ発電計画を提出。	

- Q5. 新制度において発電者が発電計画を提出する場合の提出方法について、具体的に教えてほしい。
- A 5. 送配電買取(市場取引)で発電種別が水力、地熱、バイオマスの場合は、「再生可能エネルギー 発電設備からの電力受給契約要綱32(4)」の記載にもとづき発電者さまから発電計画を当社中 央給電指令所へ提出してください。なお、送配電買取(市場取引)で発電種別が太陽光・風力の場 合は、発電者さまによる発電計画の提出は不要です。
- Q6. 新制度における発電量調整供給契約、インバランス精算の有無について教えてほしい。
- A 6. 送配電買取(市場取引)の場合は発電量調整供給契約は不要で、インバランス精算はありません。送配電買取(再生可能エネルギー電気特定卸供給)の場合は、再生可能エネルギー電気特定卸供給を受ける小売電気事業者さまと当社との間で発電量調整供給契約の締結が必要となり、インバランス精算がございます。
- Q7. 再生可能エネルギー電気任意卸供給契約のインバランス精算は発生するか。
- A7. 再生可能エネルギー電気任意卸供給契約においてインバランス精算は発生いたしません。
- Q8. 混焼バイオマスの場合のインバランス精算はどのようになるのか。
- A8. 新制度におけるFIT分については、Q6の通りです。非FIT分については従来と同様です。
- Q9. 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合、近接性評価割引は適用されるのか。
- A9. 従来と同様に近接性評価割りが適用されます。なお、再生可能エネルギー電気特定卸供給により調達した電気を転売する場合は適用されません。

## ○資料3-2 再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込み方法

- Q 1. 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合、電力広域的運営推進機関へ提出する需要調達計画に おいて調達計画の取引先コード欄には何を記載すれば良いのか。(資料3-2 スライド15)
- A1. 調達計画の取引先コード欄には、当社中央給電指令所の「計画提出者コード」を記載ください。 なお、当該コードにつきましては、当社中央給電指令所が、任意卸供給電力量を通知するFAXに掲

載いたします。

# 〇その他

- Q1.「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法)」に関して、CO2排出係数の算出にあたり、FIT電気分はどのように取り扱われるのか。
- A 1. 今後の小売電気事業者さまのCO 2排出係数算定におけるFI T電気の扱いについては、資源 エネルギー庁長官と環境省地球環境局長の私的検討会である「温対法に基づく事業者別排出係数の算 出方法等に係る検討会」で議論され、決定されると認識しております。詳細は、同検討会の監督官庁 にお問い合わせをお願いいたします。

# 〇お申込みに関するお願い

一度に大量のお申込みを計画される場合は、適用開始日等について事前に協議をさせていただけれ ばと思いますので、大変お手数ではございますが、ご連絡をお願いいたします。

以上